

要請書 東京高等検察庁御中

# これ以上の再審引き延ばしをやめ、ゴビンダさんの刑の執行をすみやかに停止して下さい。

2011年12月27日 無実のゴビンダさんを支える会

本年7月23日付けDNA鑑定（大阪医科大学教授・鈴木廣一氏作成）により、事件現場にゴビンダさん以外の未知の人物Xが存在していたことが証明されました。これを受けて、私たちはさる9月15日、貴検察庁を訪れ、ゴビンダさんの無実は明らかであり、再審開始に直ちに同意し、かつ刑の執行を停止するよう申し入れました。

また、貴庁が9月8日に開示した証拠には、被害者の胸部等にO型唾液（ゴビンダさんはB型）が付着していたことが、本件逮捕前の平成9年4月段階で判明していたことを示す血液型鑑定が含まれていたことから、意図的な無罪証拠隠しが行われていたことが判明したとして、これに対する貴庁の猛省を促しました。

しかるに、貴庁はその後も徒に時間を空費するばかりで、いまだに再審開始、刑の執行停止は行われず、無実の人が無期刑の苦役に服し続けているという許し難い不正義・人権侵害が継続しています。

さらにまた、10月21日には、被害者の遺体（右乳房と下半身2箇所）に付着していたO型唾液のDNA型がXと一致したことが判明しました。これは、Xの犯人性をより鮮明に明らかにしたものであり、決定的と言えるゴビンダさん無実の証拠以外の何物でもありません。この明白な事実を認めず、言を左右にし、証拠を小出しにして時間稼ぎする貴庁の態度に、ますます国民の気持ちは貴庁から離れています。

検察官は、真に公益の代表者であってこそ初めて、公訴権を独占するほどの権力を委ねられているのです。

袴田事件においても、さる22日に結果が明らかになったDNA鑑定により、5点の衣類という有罪証拠がねつ造であることが科学的に立証されました。にもかかわらず、検察は事実を認めようとしていません。

科学的に証明された事実を歪曲し、虚しい詭弁を弄し続けることをやめ、重要証拠の隠蔽を心から反省し、東京高裁がすみやかに再審を開始するように協力して下さい。また、再審開始前にゴビンダさんの刑の執行を停止する権限を唯一有する検察こそが（刑訴法442条但し書き）、今こそ無辜の服役という不正義に終止符をうって、ゴビンダさんを家族の待つカトマンズに帰国させて下さい。

それだけが、いまや地に墜ちた検察の権威と国民からの信頼を取り戻すための唯一の方策です。

以上、重ねて再審開始と刑の執行停止のために直ちに尽力することを要請いたします。

無実のゴビンダさんを支える会 <http://www.jca.apc.org/govinda/>

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハッ橋ビル7階現代人文社気付

事務局TEL: 080-6550-4669 e-mail: govinda@jca.apc.org